

上下水道料金を改定 10月1日から 水道料金11.2円、下水道使用料7.6円引き上げ

10月1日から上下水道料金を改定し、水道料金は平均11.2円、下水道使用料は7.6円をそれぞれ引き上げさせていただきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶上下水道料金に関するお問い合わせは、お客様サービス課(☎62・1632)へ。

◆水道料金の主な改定点

人口減少や節水機器の普及による水需要の減少と老朽施設・水道管の維持・更新を図るために改定。

主な改定点として、家事用と事業用の用途では料金の格差が大きいため、段階的に料金格差を縮小。また、家事用従量料金の10㎡超は、**通増制(※)**から単一料金へ改定。新しい料金表は右表のとおり。

◆下水道使用料の主な改定点

施設の維持管理に必要な経費を賄うために使用料を改定します。

主な改定点として、基本水量を8㎡から5㎡に変更。超過水量は、統一単価から4段階(60円～170円)に分けた通増制を採用。また、農業・漁業集落排水、特定環境保全公共下水道、公設浄化槽の使用料は従量制に移行。新しい料金表は下表のとおり。

新しい水道料金表 (消費税抜き)

用途	給水管の呼び径	基本料金		従量料金		
		現行	新料金	使用水量(1か月につき)	料金(1㎡につき)	
家事用	5㎡まで	550円	610円	5㎡超～10㎡	70円	
				10㎡超～20㎡	140円	
				20㎡を超える分	150円	
事業用	10㎡まで	25㎡以下	1,250円	1,350円	10㎡超～1,000㎡	170円
		40㎡	1,790円	2,260円	1,000㎡超～1万㎡	160円
		50㎡	2,760円	4,140円	1万㎡超～2万㎡	140円
		75㎡	4,150円	6,220円	2万㎡超～3万㎡	130円
		100㎡	5,810円	8,710円	3万㎡超～6万㎡	120円
		150㎡	11,640円	17,460円	6万㎡を超える分	110円
		200㎡	19,080円	28,620円		
250㎡	26,410円	39,610円				

新しい下水道使用料 (消費税抜き)

用途	基本使用料		超過使用料(㎡/円)	
	5㎡まで	720円	5㎡超～10㎡	60円
一般用	5㎡まで	720円	10㎡超～50㎡	150円
			50㎡超～5,000㎡	160円
			5,000㎡を超える分	170円

改定

旧下水道使用料 (消費税抜き)

用途	基本料金		超過料金(㎡単価)	
	8㎡まで	670円	8㎡を超える分	134円
一般用	8㎡まで	670円	8㎡を超える分	134円

井戸水の利用や水道との併用 ()内は現行 (消費税抜き)

家族数	1人	2人	3人
料金	1,320円 (1,206円)	2,070円 (1,876円)	2,820円 (2,546円)
家族数	4人	5人	6人
料金	3,570円 (3,216円)	4,320円 (3,886円)	5,070円 (4,556円)

使用料体系を従量制に統合

農業・漁業集落排水、特定環境保全公共下水道、公設浄化槽

一般用 1戸あたり 4,572円

※通増制…使用・処理水量が多くなるのに応じて、段階的に単位あたりの料金を高くする制度

上下水道部を新設 水道部と下水道部を統合

4月1日から、水道部と下水道部を統合し「上下水道部」になりました。水道事業と下水道事業の組織が統合することで、市民サービスの向上と、共通業務の一元化によりコストを削減し、効率的な事業運営を行います。

主な業務内容と窓口は次のとおりです。

- ◆上下水道の使用開始・中止、名義変更
- ◆水道料金、下水道使用料の手続きや支払い など
…お客様サービス課お客様係、西・上下水道係
- ◆給排水設備の改造・新築の手続き
- ◆水洗便所等改造資金の融資 など
…お客様サービス課給排水設備係

【お問い合わせ先】

- ◆お客様サービス課お客様係(☎62・1632)
- ◆お客様サービス課給排水設備係(☎66・1028)
- ◆お客様サービス課西・上下水道係(☎75・2259)
- ◆経営企画課(☎62・1633) ◆水道整備課(☎66・2545)
- ◆下水道整備課(☎66・1056)

東・西図書館の開館日拡大



これまで、東・西図書館とも休館していた国民の祝日(土、日は除く)を、どちらか一方の図書館は開館します。これにより、年末年始など9日間を除いた年間356日は、どちらか一方の図書館が開館。開館日数が年間平均13日増加します。東・西図書館では、今後も利用しやすい環境づくりに努めていきます。

東・西図書館の休館日	
東図書館	西図書館
毎週木曜日	毎週月曜日
国民の祝日(火・木曜日)	国民の祝日(月・水・金曜日)
年末・年始	年末・年始
図書整理日(最終火曜日)など	図書整理日(最終水曜日)など

▶詳しくは、図書館課(東図書館内、☎62・0190)へ。

赤れんがの魅力に最大限に まちづくり構想の提言書を提出



3月18日、これまで舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり構想策定懇話会(座長=宗本順三・京都大名誉教授、8人)で議論されてきた赤れんがパーク周辺のまちづくり構想に関する提言書が提出されました。

提言では、他都市にない魅力を活かし、近代以降の歴史や海の安全について学び発信する展示、赤れんがと海・港が一体となった親水空間の形成などの考え方がまとめられています。また、不足する飲食、物販や駐車場機能を補完するための交流施設、商業施設の整備や駐車スペースの設置なども盛り込まれています。

市としては、この提言を基に基本構想をまとめ、平成28年度に基本計画を策定します。

▶詳しくは、企画政策課(☎66・1042)へ。

土曜窓口の開設 住民票や戸籍 印鑑登録など



7月末まで、市役所本庁市民課の時間外窓口を第2・第4土曜日に開設します。市民課では以前から毎週水曜日は19時まで時間外窓口を開設していますが、今回新たに期間を限定して開設するものです。なお、正面玄関と裏口は閉まっています。来庁の際は西口の出入口からご入場を。

【業務内容】

- ◆住民異動届 ◆戸籍の届け出
- ◆印鑑登録 ◆印鑑登録証明書の交付
- ◆住民票の写しの交付 ◆戸籍謄(抄)本の交付
- ◆マイナンバーカードの交付
(開設日の2日前までに予約が必要)

【ご注意ください】住所の異動に伴うマイナンバーカードの記載変更・継続利用の処理、住民票の広域交付はできません。また、他課や他市町村などへの確認が必要な手続きはできない場合があります。

▶詳しくは、市民課(☎66・1001)へ。

「舞鶴のさかな提供店」が決定



(一社)舞鶴市水産協会が募集していた「舞鶴のさかな提供店」の登録店舗29店が、3月25日に行われた登録認定委員会で決定しました。

「舞鶴のさかな提供店」とは「舞鶴のさかな」の

料理や産品を提供する店舗で、「お客様の満足度を高める取り組み」や「市の食のブランド力の向上を図る取り組み」などの要件を満たしていることが条件。

提供店はのぼりや店内に掲出されている登録証(上図)が目印。「舞鶴のさかな」を使った料理などのお求めは、「舞鶴のさかな提供店」へどうぞ。

詳細は、(一社)舞鶴市水産協会ホームページ(<http://www.eonet.ne.jp/~maizuru-sakana/index.html>)にも掲載。

▶詳しくは、水産課(☎66・1020)へ。

